建交労大阪府本部
機関紙
発行元　府本部
電話 06-4800-7115

全国トラック部会統一行動に呼応して
大阪トラック部会が終日で組織拡大宣伝

４月２日金曜日に全国トラック部会統一組織宣伝行動を実施しました。参加者は関西合同から４名、関西支部２名、此花１名の計７名。

午前中は吹田S.Aに向かい、新型コロナウイルスの影響によるさまざまな問題、残業代未払い賃金・労働組合としての権利などを記載し、悩みがあれば建交労までご相談ください。という内容の組織宣伝ビラを休憩中のトラックドライバーに配布しました。

関西合同は吹田S.A上りで42枚、エネオス堺製油所前に移動し54枚、南港トラックターミナルでは60枚を配りました。

一方、関西支部は吹田S.A下り、寝屋川トラックステーションを合わせて１３２枚配布しました。

吹田S.Aではカーテンを閉めて休憩中のドライバーが多く中々ビラは思ったように配れませんでしたが、エネオス前ではタンクローリー運転手の方々は、快くビラを受け取っていただいたのが印象的でした。１名でも新しい仲間が増えてくれたらと思いを込め、吹田SAから南港まで移動して、組織宣伝行動に取り組んで締めくくりました。

次回トラック部会幹事会

６月１日（火）１８時３０分～

建交労会館（関西支部会館）

大西物流・愛媛県本社前
組合員の解雇撤回を求めて抗議宣伝

建交労関西ダンプ支部は、同支部・大西物流分会坂本組合員の解雇撤回を求めて愛媛県四国中央市に本社を置く、大西物流株式会社で抗議宣伝を行いました。

冒頭に解雇に至るまでの経緯を説明、『組合員は職場環境を変えたい、という思いから、２０２０年３月９日に組合を結成しました。そして、組合員が第１回目の団体交渉で「上司からパワハラを受けているため、夜の睡眠がうまく取れない。その為に睡眠薬を服用している。」と言った事を会社が捉えて、団体交渉に出席した会社側の本部長が、睡眠薬を服用しているのであれば安全管理上、組合員を大型トラックに乗務させることが出来ないと説明し、ドライバー職からリフトマン補助作業に職種変更したのが労使紛争の勃発原因です。』

その後、組合員がインターネットに会社と得意先の悪口を投稿したことを理由に会社が組合員に対し退職勧奨を繰り返し行ったのです。組合員は会社からインターネットへの書き込みをただちに消すように指摘を受けたので、すぐに消したにもかかわらず、退職勧奨に応じない意向を組合員が会社に伝えると、今度は解雇を強行したのです。』元々は、会社が組合を敵視し、組合側と事前協議も行わずに職種変更したことが発端です。睡眠薬を服用した後の効果はせいぜい5時間程度であると医者も判断し乗務可能であるとの意見書を会社に提出しているにもかかわらず、大型トラック乗務に戻さなかったことが原因です。さらに、職種変更したのが組合敵視による不当労働行為であるとし大阪府労働委員会に救済申立を行っている最中に退職勧奨と解雇を強行したのです。組合は会社が職種変更の争いを大阪府労働委員会で行っている最中に解雇を強行してくる可能性があると判断していたので、解雇させないように実効確保の救済申立を行い、大阪府労働委員会からも、２０２１年３月10日付で「これ以上労使紛争が拡大しないように慎重に努められたい」という『要望書』が発出された。ところが、会社は『解雇してはいけないとは記載されていない。』と独自の持論を展開し解雇を強行したのです。と訴えて抗議宣伝を行っている場に、会社は愛媛警察に電話をして警察が来る場面もありましたが、組合側から「解雇撤回の抗議宣伝を行っているので、警察が介入するのは筋違いである。民事不介入でしょ。と説明して警察の介入を阻止して抗議宣伝を時間まで続けました。大西物流本社内で働く多くのドライバーは、組合のビラを受け取っていました。

次回から職種変更と解雇撤回が併合して行われます。

日程：５月１９日（水）１０時～

大阪府労働委員会９階

日本ヘレンケラー財団の不当解雇許すな！

社会福祉法人日本ヘレンケラー財団（西川佳夫理事長）から2020年10月26日に懲戒解雇された組合員は3月31日、解雇無効を求め大阪地方裁判所に提訴しました。今回の不当解雇は、財団が日本ヘレンケラー財団分会を嫌悪し、弱体化させるため、大阪市が一方的に認定した「虐待行為」を利用して懲戒解雇を強行してきたものであり、断じて容認できるものではありません。

懲戒解雇処分は無効である
地位確認とともに慰謝料請求

訴状では、①本件懲戒解雇等の真の目的として、上記のように、日本ヘレンケラー財団分会の力を削ぐために、大阪市が「虐待行為」と認定したことを利用して、本件懲戒解雇をおこなったものであること。②本件懲戒解雇等が無効であることとして（イ）解雇事由とされた大阪市の「虐待認定」は、当事者である原告の言い分を聞くことなく、財団の一方的な主張にもとづきなされたものであり、解雇事由の「虐待行為」が存在しないこと。（ロ）適正な手続きが取られていないこと。とくに財団が原告が賞罰委員会に出席できない旨を通知していたのにもかかわらず、これを無視して強行し、原告の弁明の機会すら奪ったまま懲戒解雇等の処分を強行してきたこと。（ハ）懲戒解雇処分通知の前提である諭旨解雇処分通知が、建交労日本ヘレンケラー財団分会が分会結成を通知し、原告の職場復帰に関する団体交渉を申入れた当日であり、また懲戒解雇処分は、組合が諭旨解雇処分撤回を求めた団体交渉が行われる3日前に強行されるなど不当労働行為意思にもとづくものであると明確し、地位確認とともに懲戒解雇処分に対する慰謝料請求をおこなっています。なお、大阪市とのやりとりは次号で報告します。

次回裁判日程
5月21日(金)13時30分
大阪地方裁判所

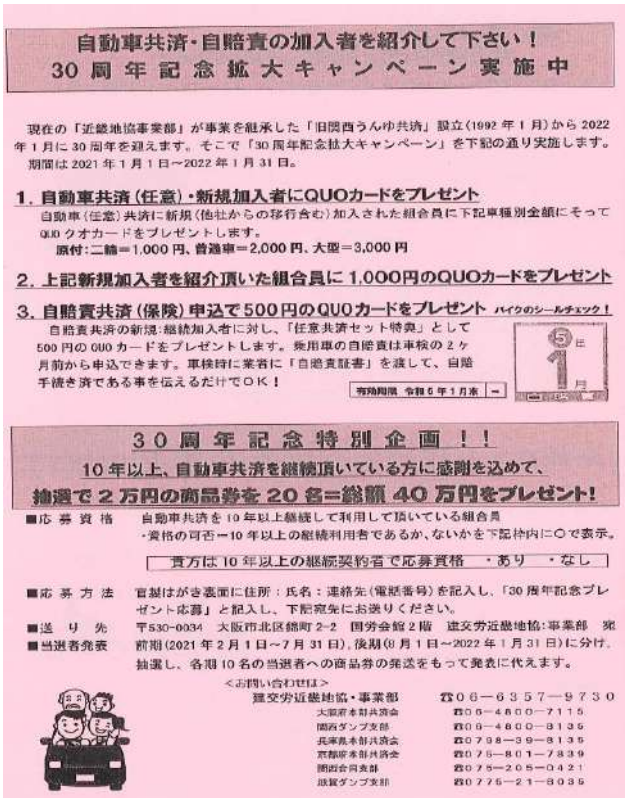

大阪府本部第1回 新入・一般組合員学習会

大阪府本部はコロナ禍でも組織強化の学習を止めないため、4月11日（日）10時から国労大阪会館において新入組合員・一般組合員の学習会を開催しました。司会には前村委員長で「今年の春闘時期に多くの新入組合員も迎えています。この新入組合員の方々が初歩的な学習を通じて、労働組合の必要制を学んでいただく学習会にしたい。」と述べ第1回目の学習会を開催しました。テーマは「労働組合の組織と運動」で、化学一般・宮崎徹元中央書記長を講師に行いました。

学習内容は「労働組合の任務と組織的原則」、「企業内における労働組合の役割」、「労働組合が社会的に果たす役割」の3つを柱に詳しく説明していただきました。また、ユニオンショップ協定とクローズドショップ協定の違いや労働協約の有効期間などが詳しく記載された資料についても詳しく説明されました。組合員からの質問では「集団交渉の利点と欠点は何か？」「ユニオンショップ協定を締結していた企業内組合から脱退して、建交労の組織が作られ建交労から脱退した場合、企業内組合のユニオンショップ協定の効力が及ぶのか？」などの質問がありました。この質問に対する宮崎元中央書記長は『利点は、個社で交渉しなくても集団交渉で賃上げ額が決まる。欠点は、組合員の力量がつかない。個社での交渉が出来ない。』、『ユニオンショップ協定に記載されている内容を確認すること。例えば、組合を脱退した場合に会社が解雇すると記載されているか？また、組合を脱退した組合員を実際に解雇したことがあるのか？民事裁判では、解雇した例がなければ、無効という判例もある。』と詳しく答えていただきました。組合員の感想は「いろいろと知らない事があったが、今日の学習会で勉強になった。次回も学習会に参加したい。」と語っていました。参加者は、関西支部3名、大阪合同支部4名、此花支部4名、関西ダンプ支部2名の合計13名でした。

大阪府本部第2回学習会

5月9日(日)10時~国労大阪会館

テーマ:就業規則に基づく賃金計算方法